令和5年度 上妻小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」を的確に実施することが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) 学校及び職員の責務

○ いじめが行われず、全ての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むと共に、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに、その再発防止に努める。「いじめ」は見ようとしないと見えないことを全職員が認識する。また教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、法の規定に違反し得る。

2 いじめ問題への対応に向けて

(1) 未然防止に向けて

いじめの未然防止の基本は、「いじめの芽を見逃さない」をもとに、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。具体的には、温かい人間関係を含む日々の学級経営の充実と、分かる授業やすべての児童が有用感を感じられる授業づくりが肝要であると考える。

① 日々の学級経営の充実

いじめの未然防止には、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級づくりが大切である。

- ア 友だちを大切にする学級の雰囲気づくり
 - 子どもたち一人一人を大切にする教師自身の言動を磨く。
 - 友だちの発言をしっかり聴いて受け止める学習習慣をつくる。
 - 間違いや失敗を大切にする学習を行う。
- イ みんなで伸びていくことを大切にした学級づくり
 - 学級目標を大切にした学級づくりに取り組む。
 - 互いに学び合う学習を意図的に設定する。

② 満足感・充実感のある授業づくり

きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感をもった児童を育てる授業づく りを工夫する。

ア わかる授業づくり

- めあてやまとめが焦点化され、児童自身がわかったと実感し、自分の力の伸びに満足できる授業をつくる。
- 視覚的にわかりやすくなるように、構造的な板書や効果的な絵図などを工夫する。
- 授業を行う教職員は、授業研究を行い、指導力の向上を図る。
- イ すべての児童が参加・活躍できる授業づくり
 - 児童一人ひとりが大切にされ存在感や有用感を感じることができるように、教えたり教えられたりする 活動や意見を交流し考えを高め合う活動などを位置付け、クラス全員で学習を共有できる授業をつく る。
- ウ 落ち着いた雰囲気をつくる学習規律
 - 「チャイムで着席する」「持ち物をそろえる」「よい姿勢で書く」などの学習規律を身につけさせる。

③ 心を豊かにする授業づくり

ア いじめに関する学習指導を全校で実施する。いじめが起きやすいといわれる学年始めの5月と長期休業 後の9月に、道徳の学習(C 公正,公平,社会正義)を行う。

※児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向きあえることができるようにする。

- イ 日常の学習を行う中で、友人関係、集団づくり、社会性の育成の視点を大切にする。
- ウ 学年に応じて、社会体験、交流体験、異学年との交流活動を行う。
- エ 人権·同和問題啓発強調月間(7月)と人権週間(12月)にあわせて、人権学習を行う。

④ 保護者や地域・関係団体等との連携

- ア 授業参観・交流活動への協力の呼びかけ
 - 人権を大切にするための学習を、7月の授業参観で、保護者に公開する。
 - 地域の高齢者施設、保育園等との交流活動をする。
- イ 学校便り、学年・学級通信、ホームページでのお知らせ
 - いじめへの基本方針や取組について学校からの通信を通して、保護者、地域、関係機関等に理解と協

力を呼びかける。

(2) 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。いじめは、大人が気づきにくいところで行われ潜在化しやすいことを認識し、日頃から児童との信頼関係の構築に努めながら、児童一人ひとりの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、教職員の間で情報を共有し保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

① 早期発見のための心構え

ア 児童の立場に立つ

○ 児童一人ひとりを人格のある尊重すべき人間として向き合い、人権を大切にした教育活動を 行っていく。そのために、人権感覚を磨き、児童の行動や言動をきちんと受け止め、児童の立場に立って一人ひとりを守るという姿勢を大切にしていく。

イ 児童を共感的に理解する

○ 集団の中で配慮を要する児童に気づき、児童の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に 感じとれるような感性をもつことが求められている。そのためには、児童の気持ちをそのまま受け入れる ことが大切であり、共感的に児童の気持ちや行動及び価値観を理解しようとするカウンセリング・マイ ンドを高める必要がある。

② 早期発見のための留意点

ア いじめ発見のきっかけ

令和3年度児童生徒の問題行動不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果から(文部科学省)

- アンケート調査から・・・・・・・・54.2%
- 本人からの訴え・・・・・・18.2%
- 当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え・・・・・10.7%
- 担任が発見 ······· 9.5% の順に多い。

このことから、アンケートなどの学校の取組を確実にすることは、いじめ発見に効果があると考えられる。

イ いじめの態様

令和3年度児童生徒の問題行動不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果から(文部科学省)

- 冷やかしやからかい,悪口や脅し文句,嫌なことを言われる。・・・・・・57.0%
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。・・・・25.0%
- 上の3項目の態様が多い。

このことから、日常的に、児童の様子をよく観察しておくことが必要だとわかる。

ウ 本校で特に留意すること

アのきっかけ、イの態様の調査結果から、本校では、特に次のことに留意していく。

- アンケート調査・教育相談を、年間計画に位置付け、組織的計画的に実施する。
- 学校の全職員が、児童一人ひとりの様子に気を配り様子の変化をとらえるとともに、共通理解を 図る場を定期的に設ける。

③ 早期発見のための手立て

具体的に次のような手立てを実施していく。

ア なかよしアンケート

いじめを発見するためのアンケートを、生活アンケートを実施しない月初めの朝の活動で実施する。いじめられている児童にとってはその場で記入しにくい状況も考えられるので、記入時の雰囲気、記名の有無、机の配置、提出の方法などに十分配慮をする。

イ 生活アンケート

生活の様子を知ったり、いじめを発見したりするためのアンケートを、年3回(5月、8月、2月)朝の活動で実施する。生活アンケートは、児童の生活の状況全体を把握するために行うが、なかよしアンケートの内容を含むものにする。

ウ 教育相談

生活アンケート実施後 (対象児童は全児童) と保護者のいじめチェックリスト回収後 (対象児童は気になる記述があった児童)、速やかに、朝の活動で教育相談を実施する。アンケート内容をもとに人間関係で困っていることを中心に直接聞き取りを行う。相談をすることで、いじめの対象が広がったりいじめが助長されたりすることがないように、教育相談の場所、時間配分、相談内容の取り扱いなどに細心の注意を払う。また、必要に応じて、別の時間を確保して教育相談を行う場合もある。

エ 日常的な観察

学習中、休み時間、給食時間、掃除の時間等、すべての教職員で児童の様子に目を配る。観察して分かったことや気になることは内容の軽重にかかわらず、毎月実施する「いじめ早期発見のためのチェックリスト (教師用)」に記入し、校内いじめ・不登校対策委員会に報告する。

オ 保護者や地域の人からの情報を受ける体制づくり

保護者用のいじめチェックシートを、年2回(6月、10月)配布する。学校からの通信、家庭訪問、授業参観・学級懇談会、地区懇談会等を通して、学校の情報を家庭や地域に発信し、日頃から信頼関係を築く努力を積み重ねる。家庭・地域からの情報の窓口をできるだけ広くし、担任だけでなくすべての教職員がていねいに情報を受け取ることができるようにする。

カ 相談ポストの設置

保健室の前に、相談ポストを設置する。話では内容を伝えにくいときや特定の教職員に直接相談したいとき等に、手紙を入れるように話をしておく。ポストの手紙を最初に読むのは、養護教諭であることや、養護教諭が宛先を確認した後は相談したい教師に直接手渡すこと、相談内容は他の児童たちには明かさないことなどを約束し、児童が相談ポストを安心して利用できるようにする。

キ 特に配慮が必要な児童

適切な支援を行うとともに、保護者と連携して、周囲の児童に対応し必要な指導を行う。

ク 「24時間相談ダイヤル」の周知

全国のだれでも、いつでも(夜間・休日でも)、簡単に、いじめ等の悩みを相談できる機関があることを知らせる。電話相談窓口紹介カード(文部科学省作成)を、全児童に配布する。

24 時間いじめ相談ダイヤル 0570-0-78310(なやみ言(い)おう)

(3) 早期対応

① いじめ対応の基本的な考え方と対応の流れ

ア 基本的な考え方

- 全職員がいじめられている児童・いじめを知らせた児童を守り抜くという強い信念をもって、いじめ問題に対応する。
- 校長の指導のもと、校内いじめ防止対策委員会を開催し、今後の対応方針を立て組織的にいじめ問題解決にあたる。迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから方針決定に至るまでを、情報を得た日に行うことを基本とする。
- 対応の速さが重要ではあるが、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが 生じている場合には、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。
- いじめを発見した場合には、関係職員が一人で抱え込まないようにし、学校全体で対応する。

イ いじめ対応の主な流れ

- Ⅰ いじめ情報のキャッチ → 2 正確な実態把握 → 3 指導体制・方針の決定→
- 4 対象の児童への支援・保護者との連携 → 5 継続的な対応

ウ 留意点

- 事実確認においては、スピードと正確さを重視する。いじめられた児童、いじめた児童からいじめの行為の内容、それまでの経過、それに伴う心情などを、できるだけ具体的に聞き取る。聞き取りを行うときには、場所や雰囲気・児童の気持ちに十分配慮し、話しやすい環境をつくる。
- アンケートなどを活用し、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しい情報を得る。当事者の話と第 三者の話を比べながら、正確な事実確認をする。
- 管理職の指導を仰ぎながら、複数の教職員で対応にあたる。聞き取りなどの対応が別のいじめを起こ さないように、情報の取り扱いを適切にする。

② いじめが起きた場合の対応

ア いじめられた児童、その保護者に対して

〈児童に対しての対応〉

- 事実を丁寧に確認するとともに、つらい気持ちを十分受け入れ共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで、先生達みんなで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できるという希望をもたせる。児童が納得し安心できる対応の計画をともに考える。
- 児童のよさを具体的に伝え、自信をもたせるとともに自尊感情が高まるように配慮する。

〈保護者に対しての対応〉

- 発見したその日に、担任と教頭で家庭訪問を行い、わかっている事実関係を直接伝える。
- これからの対応の方針を伝えるとともに、協議をし、方針について納得してもらう。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 家庭で児童の変化に注意をしてもらい、些細なことでも大切にして相談に応じることを伝える。

イ いじめを知らせた児童に対して

○ 勇気のある行動をたたえるとともに、いじめを知らせたことは絶対に明かさないことや全職員で守るこ

とを伝える。

- いじめを許さなかったこと、その結果いじめの解決に向けて進むこと等を伝え、自尊感情が高まるように 配慮する。
- ウ いじめた児童、その保護者に対して

〈児童に対しての対応〉

- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど教育的配慮をしながら、いじめに対して毅然とした 対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられた児童はと ても悲しい気持ちであることを理解させる。今後いじめを起こさないという強い気持ちをもたせる。
- いじめを起こしたときの気持ちや状況について十分に聞き取りを行い、児童の背景にも目を向け心の 通った指導を行う。
- いじめた児童に対する謝罪の気持ちの表し方を、一緒に具体的に考える。

〈保護者に対しての対応〉

- できるだけ早い段階で、正確な事実関係を説明する。親が児童を信じたいという気持ちを理解しながらも、事実を理解させ納得させる。必要に応じて、児童の口から事実を語らせる。
- 「いじめは決して許されない行為である」ことを毅然とした態度で示し、児童の将来を見すえた家庭での指導をお願いする。児童の見方、指導の仕方など、家庭と学校といっしょになって考え具体的な方法を見つけ出す。

エ 周りの児童に対して

- 状況を十分に考えながら、当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題としてとらえ、 いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。周りではやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめに加わった行為であること理解させる。

③ いじめの「解消」の定義

○ 「少なくとも 3 か月いじめに係る行為が止んでいること」と、「面談等により、被害者が心身の苦痛を 感じていないこと確認すること」を基準に解消を判断する。

(4) SNS、携帯等を通じてのいじめへの対応

① SNS、携帯等を通じてのいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンなどを利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷などをインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うことである。

ア ネット上のいじめ

- 匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと安易に誹謗中傷が書き込まれ、 被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
 - ・メールでのいじめ・ブログでのいじめ・チェーンメールでのいじめ
 - ・学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ

イ SNS から生じたいじめ

○ 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用され

やすい。

- スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報 (GPS) により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ウ 動画共有サイトでのいじめ
 - 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

②未然防止のための方途

ア 保護者に伝えたいこと

- 児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングするだけでなく、 家庭において児童を危険から守るためのルール作りを行うこと、特に、携帯電話をもたせる必要性について検討すること。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識すること。
- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気付けば躊躇無く問いかけ、即座に、学校へ相談すること。
- イ 情報モラルに関する指導の際、児童に理解させるポイント
 - 発信した情報は、多くの人にすぐに広まる。
 - 匿名でも書き込みをした人は、特定できる。
 - 違法情報や有害情報が含まれている。
 - 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性がある。
 - 一度流出した情報は、簡単に回収できない。
- ウ 情報教育としての具体的な取り組み

高学年を中心に、道徳や学級活動の時間を通じて、情報や情報技術の役割や影響を知り、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度を身に付けさせる。※情報教育全体指導計画参照

(5) 職員研修

- 本校においては、この「上妻小いじめ防止基本方針」を活用した校内研修を、年度初めに実施し、いじめ問題について全職員で共通理解を図る。
- 夏季休業中に、SCと連携し、いじめに関する研修を実施する。教職員一人一人がいじめ対応に関する スキルや指導方法を身につけるような、教職員の指導力を高める研修を実施する。
- 連絡会の時間を活用し、児童の状況を報告し合いながら、日常的に児童理解を積み重ねていく。
- 経験年数の少ない教職員に対して、校内での OJT が円滑に実施されるように配慮する。

3 いじめ問題に取り組む組織及び計画の作成

(1)「いじめ・不登校対策委員会」の設置

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命した「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、委員会を中心として、教職員全員で共通理解を図り学校全体で総合的ないじめ対策を行っていく。また、いじめ・不登校対策委員会を中心とした学校全体の組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検評価を行い、改善を加えながら、児童の状況や地域の実態に応じた取組を行っていく。

いじめ・不登校対策委員会

〈構成〉

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、学年代表、特別支援教育コーディネーター、心づくり部長、人権・ 同和教育担当、養護教諭、スクールカウンセラー、SSW

※事案の内容等に応じて柔軟に対応する。

〈定例会〉

毎月(第4週金曜日)

〈緊急会議〉

いじめ事案発見当日に、開催する。

(2) 監督官庁、警察、地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、監督官庁や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。 学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官庁へ報告し、問題 の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受けていく。また、学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪 と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応していく。 児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

(3) いじめ防止年間指導計画

① 前年度の反省

前年度(1月まで)、認知したいじめは70件で、「いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」が50件(その内、暴力行為におけるカウントが31件)、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が、20件という結果であった。ネットゲームや SNS 上のやりとりが原因となったいじめはなかった。

また、特定の児童がいじめの被害者になりやすいという実態も見られた。いじめ発見のきっかけでは、「本人からの訴え」が37件、「当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え」が21件、「学級担任以外の教職員が発見(養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)」が5件、「児童生徒(本人を除く)からの情報」が5件、「学級担任が発見」が2件という結果であった。

以上の実態をふまえ、本年度も、生活アンケートやなかよしアンケート、教育相談を確実に実施し、いじめ・不 登校対策委員会をより一層、充実させていかなければならない。また、保護者や教職員間の連携を深め、保護 者が相談しやすい関係を作ったり、全職員で子どもたちに関わっていったりすることも大切である。さらに、個々 の対応については学校のみでなく、スクールカウンセラー、スーパーバイザーから指導・助言を仰ぎながら、迅 速かつ、適切な対応に取り組んでいかなければならない。

② 本年度の重点

- いじめに関する研修や指導を計画的に行い、いじめに気づき、許さない(見ぬふりをせず注意する)子 どもを育てる。
- 研修会や情報交換会の場(連絡会等)を計画的に設定し、いじめに対する教職員の意識を高める。
- 道徳や学級活動においていじめに関する指導を計画的に行う。
- みんなでやり遂げた達成感や満足感を味わう場を計画的に位置づけ、友だちと協力することのすばらしさに気づかせるなど集団づくりを大切にした指導を行う。

③ 指導計画 ★道徳や学活の学習

月	いじめ・不登校対策委員会	校内の取り組み	保護者や地域への働きかけ
4	通常定例会(年間の計画	上妻小いじめ対策基本方針について	PTA 総会·学級懇談会
	の確認)(24日)		
5	拡大定例会(26日)	★道徳(C 公正·公平·社会正義)	
	※全職員参加	生活アンケート(8日)	
		教育相談(10 日、11日、12日、15	
		日、16日)	
		いじめチェックリスト(教師)	
6	通常定例会(23日)	なかよしアンケート(5日)	
		教育相談(随時)	
		いじめチェックリスト(教師)	
		教育相談(29日)	いじめチェックリスト(保護者)
		保護者のチェックリストを受けて実施	配布(16日)、回収(21日)
7	通常定例会(21日)	なかよしアンケート(5日)	
		教育相談(随時)	
		いじめチェックリスト(教師)	
		★人権学習(学習参観)(7日)	学習参観(人権学習)
8		いじめ防止研修(未定)	
		生活アンケート(29日)	
		いじめチェックリスト(教師)	
		教育相談(31日)	
9	拡大定例会(22日)	教育相談(1日、4日、5日、7日)	
	※全職員参加	★道徳(C 公正·公平·社会正義)	
10	通常定例会(27日)	なかよしアンケート(4日)	
		教育相談(随時)	
		いじめチェックリスト(教師)	
		教育相談(20日)	いじめチェックリスト(保護者)
		保護者のチェックリストを受けて実施	配布(11日)、回収(18日)

1.1	通常定例会(24日)	なかよしアンケート(2日)	
		教育相談(随時)	
		いじめチェックリスト(教師)	上妻まつり
12	通常定例会(22日)	なかよしアンケート(5日)	
		教育相談(随時)	
		いじめチェックリスト(教師)	
		★人権学習	
1	通常定例会(19日)	なかよしアンケート(11日)	
		教育相談(随時)	
		いじめチェックリスト(教師)	
		生活アンケート(30日)	
		教育相談(31日)	
2	拡大定例会(16日)	教育相談(2日、5日、6日、7日、8日)	学年分会·懇談会
	※全職員参加	いじめチェックリスト(教師)	
3	通常定例会(22日)	なかよしアンケート(5日)	学年分会·懇談会
		教育相談(随時)	
		いじめチェックリスト(教師)	
		本年度の反省・来年度の計画	

年間を通した取組

- ○わかる授業の取組(めあてとまとめ、視覚的にわかりやすい板書・掲示物、交流活動)
- ○いじめをうまない学級集団づくり(特別活動の重視)
- ○子どもの様子を日常的に交流しあう場の設定(連絡会等の活用・・・共通理解、共通実践)
- ○学校からの通信(学校便り、学年・学級だより)
- ○相談ポストの活用
- ○24 時間相談ダイヤルの周知

4 いじめの早期発見・早期対応マニュアル

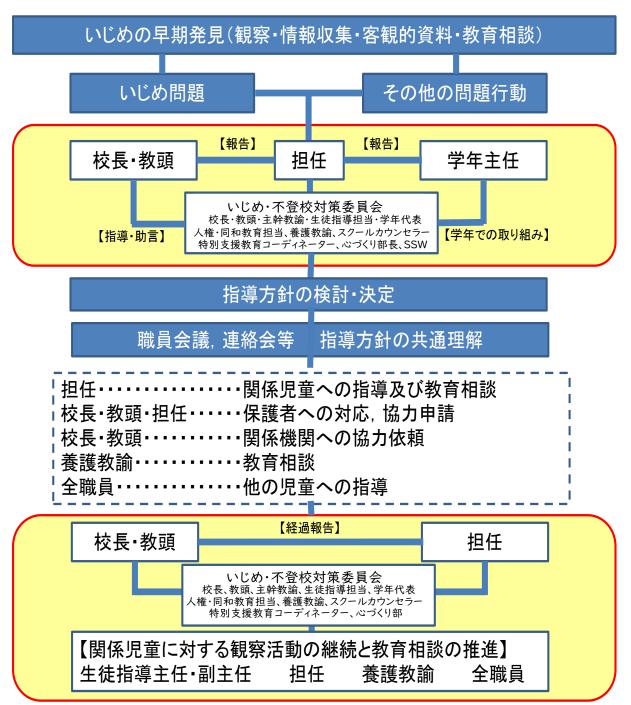
○「少しでも気になる子」

転校生、家庭での支援が弱い子、障害をもっている子、動作が遅い子、過去にいじめられた子、おとなしく て自己主張ができない子など何らかの課題を抱えている子については、特にアンテナを張っておく。

○「特に気にならない子」

全く普通と捉えている子も一日一言の声かけを行う。

(1) いじめ問題へ対応する手順



※いじめ・不登校対策委員会の構成は、事案の内容等に応じて柔軟に対応する。(外部の専門家も含む)

(2) いじめ防止のための日常点検の留意点

登校時

登校時間、グループ、表情、声かけの反応を観察する。

朝の会

単なる健康観察ではなく、日常と違うところを観察する。特に、心の観察を重視する。遅刻・欠席がいたら、必ず話題にして情報の共有化を図る。

授業時間

授業中の学習用具忘れや発言への冷やかしなどは言うまでも無く、個に応じた指導を行うとともに、班学習では、机間のすきまに配慮する。体育の時間の着替えの様子や教室移動の状況にも教師ができるだけ早く行き観察する。

休み時間

トイレの様子や友人との交遊状況、休み時間終了前の様子、衣服の乱れ、破れなどを観察する。

給食時間

準備の仕方、配膳物の量、配膳時の反応、食事の様子、机配置、後片付けの様子を観察する。

昼休み時間

昼休み時間は、児童だけでいる時間が長いので、できるだけ教師が校内を見て回る。一緒に遊ぶなどして 人間関係を把握する。

清掃指導

掃除場所には必ず出向き、取りかかり状況、掃除道具の割り当て、拭き掃除の固定化、後始末などについて 観察する。

帰りの会

帰りの会に遅れてくる子、衣服の状況、I日の学級生活を終えて満足感・充実感の有無、I日の反省の様子、 帰りの会終了直後の教室の出方などについて観察する。

下校時

下校したがらない子、学習用具・靴などのいたずらや紛失、グループ、時間、荷物の持ち方などについて観察する。